

陳情第68号	受理年月日	平成30年2月26日
付託委員会	保健病院委員会	
件名	介護保険料の見直しについて	
要旨	<p>国民健康保険料には減額措置がある。国民年金にも支払い猶予があり、加入期間には加えるが将来の年金額には反映されない。しかし、介護保険料に関しては何もない。年間所得が80万円以下の者が年間3万780円の介護保険料を支払うのは困難である。</p> <p>国民健康保険料のほかに税金、消費税、ガス、電気、水道等の公共料金などを支払えば幾ら本人の手元に残るのか、おのずとわかる。月に4万円足らずで全ての生活費を賄うのは無理である。この状態は、憲法に反すると思う。</p> <p>ついては、支払い困難者に対して、介護保険料の内容をいま一度検討していただきたい。</p>	